

## 法学研究科教育課程編成の方針

### ■博士課程前期課程

正・副の指導教員を定め、そのもとで特別研究指導 A1・A2・B1・B2(各2単位)を受け、修士論文／リサーチ・ペーパーを作成する。また、選択必修科目として自らの専攻分野を中心として本専攻の科目を12単位、選択科目として本専攻の科目および一定の条件のもとに受講を認められる他研究科科目等を10単位以上修得する。なお、選択必修科目は、主としてアカデミック・コース向けの授業である「研究」系科目と、主としてプロフェッショナル・コース向けの授業である「特論」系科目によって構成される。これらの単位修得に当たっては、修士論文／リサーチ・ペーパー作成に必要な多角的な発想を養うために法学総合演習・判例研究または政治学総合演習(各2単位)を受講し、そこで修士論文の構想発表や中間報告等を行い、正・副の指導教員以外からのアドバイスを受ける。

### ■博士課程後期課程

正・副の指導教員を定め、その指導のもとで博士論文を作成する。また、法学専攻の学生については、法学総合演習(1)・(2)(各1単位)、政治学専攻の学生については、政治学総合演習(1)・(2)(各1単位)等を履修し、6単位必修とする。原則として、法学総合演習(1)・(2)または政治学総合演習(1)・(2)において、博士論文作成の中間報告をするとともに、進度に応じて、大学院紀要『法学研究』において研究成果を公表する。さらに、一定の条件のもとに他研究科の科目を受講することができる。